



2025年3月10日

各 位

会 社 名 株式会社牧野フライス製作所
代表者名 取締役社長 宮崎 正太郎
(コード番号 6135 東証プライム)
問合せ先 専務取締役管理本部長 永野 敏之
(TEL : 046-284-1439)

第三者からの当社の完全子会社化を目的とした初期的意向表明書の受領 及びニデック株式会社からの買収提案に対する再要請書の送付について

当社は、2025年2月26日付け「ニデック株式会社による『当社意向表明書公表後の経緯及び当社見解のご報告』と題するプレスリリースに関する当社見解について」等で開示しているとおおり、かねてより、ニデック株式会社（以下「ニデック」といいます。）から2024年12月27日付けで受領した、当社をニデックの完全子会社とすることを目的とした当社株式に対する公開買付けの提案（以下「本提案」といいます。）の是非を検討するに当たって、本提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋がるものであるのかについての精査と共に、当社の本源的価値の算定や、株主にとってより有利な代替案の模索等、あらゆる戦略的オプションを幅広く検討しております。

かかる検討・模索の過程で、当社は、2025年2月28日までに、当社経営陣及び当社取締役から独立した複数の第三者（以下「提案者ら」といいます。）から、当社の完全子会社化を目的とした買収に係る初期的な意向表明書（以下「第三者提案」といいます。）を受領いたしました。

経済産業省の「企業買収における行動指針」では、「取締役・取締役会として、買収者との間で企業価値に見合った買収価格に引き上げるための交渉を尽くす、競合提案があることを利用して競合提案に匹敵する程度に価格引き上げを求める・・・など、企業価値の向上に加えて株主利益の確保を実現するための合理的な努力を貫徹すべき」（同指針19～20頁）とされており、当社取締役会としては、今後も、同指針に則り、特別委員会の助言・答申を最大限尊重しつつ、本提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋がるかの精査を進めると共に、並行して、第三者提案についても同様の精査を進め、提案者らから法的拘束力のある最終的な意向表明書を受領した上で、最終的に、当社の株主の皆様にとって最良の選択肢及び結果をご提示できるよう、最大限の努力を尽くして参ります。

その一環として、当社は、本日、ニデックに対し、提案者らから法的拘束力のある提案

を受領し、本提案を含め真摯に比較検討を行う時間を確保するため、本公開買付けの開始を、少なくとも 2025 年 5 月 9 日まで延期することを要請する再要請書（別紙）を送付いたしました。

本提案又は第三者提案への対応について、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上

(別紙)

2025年3月10日

ニデック株式会社
取締役会 御中

株式会社牧野フライス製作所
取締役社長 宮崎 正太郎

第三者からの当社の完全子会社化を目的とした初期的意向表明書の受領及び 公開買付けの開始予定時期等に係る再要請について

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当社は、貴社より、2024年12月27日（金）付けで、当社を貴社の完全子会社とすることを目的とした当社株式に対する公開買付けの提案に関する意向表明書（以下「本意向表明書」といい、貴社が提案する公開買付けを「本公開買付け」、貴社による当社の完全子会社化の提案を「本提案」といいます。）を受領して以降、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」（以下「本指針」といいます。）に則り、本提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋がるものであるのかについての精査と共に、当社の本源的価値の算定や、株主にとってより有利な代替案の模索等、あらゆる戦略的オプションを幅広く検討しております。

本提案に関し、直近の状況の変化も踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化の観点から、当社として、貴社に対して、改めて、以下のとおりご連絡及び要請いたします。

1. 第三者提案の受領、及び、本公開買付けの開始予定時期の延期について

当社は、あらゆる戦略的オプションの検討の一環として、当社及び当社の株主の皆様にとって最善の選択肢を検討することを目的として、マーケット・チェックを実施しているところ、本日までに、当社経営陣及び当社取締役から独立した複数の第三者（以下「提案者ら」といいます。）から、当社の完全子会社化を目的とした買収に係る初期的な意向表明書（以下「第三者提案」といいます。）を受領いたしました。現在、当社は、提案者らから法的拘束力のある最終的な意向表明書を受領すべく、提案者らによるデュー・ディリジェンス等に対応し、提案者らとの間で情報交換を進める等、最大限の努力を尽くしており、当社としては、提案者らから法的拘束力のある最終的な提案を受領することができる可能性が相応にあると考えております。そのため、当社は、当社及び当社の株主の皆様の利益を確保するため、かかる法的拘束力のある最終的な意向表明書を受領し、取引条件の形成過程の透明性の向上を求める本指針の趣旨（本指針28頁）を尊重しつつ、本提案を含

め当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から真摯に比較検討を行う必要があると考えております。

この点、貴社は当社株式に対する公開買付けを 2025 年 4 月 4 日に開始する予定との姿勢を堅持しておられますが、デュー・ディリジェンスを経て法的拘束力のある提案を受領し、さらにこれらを真摯に比較検討するプロセスには相応の時間を要しますので、上記貴社の予定を前提とした場合には、かかる比較検討に必要な時間を確保できないことを強く懸念しております。本意向表明書によれば、貴社は、「貴社〔当社注：当社のこと〕やその株主の皆様の本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な検討期間を確保することを意図し、当該期間としては 2 ヶ月間以上の期間を確保することが望ましい」として、2025 年 4 月 4 日に本公開買付けを開始するとされていますが、貴社が「2024 年 8 月頃より本取引に係る検討を開始」し、同年 12 月 27 日に本提案をするまで約 5 か月間に亘って本提案について検討した旨を本意向表明書に記載していることから明白なとおり、本意向表明書受領から本公開買付けの開始予定日までの約 3 か月弱という期間は、マーケット・チェックを実施するための「十分な検討期間」として明らかに不十分です。

つきましては、本公開買付けの開始日を 2025 年 5 月 9 日まで延期していただきますよう、当社取締役会として、改めて強くお願い申し上げます。

2. 大株主による本提案への反対、及び、本公開買付けの買付予定数の下限について

当社の第 5 位の大株主である公益財団法人工作機械技術振興財団（以下「本大株主」といいます。）が 2025 年 3 月 3 日付けで本大株主の Web サイトにおいて公表したところ（以下「大株主プレスリリース」といいます。）によれば、本大株主の評議員会及び理事会は、本提案に反対する旨を決議したとされています。また、本大株主以外の当社株主からも、金融庁に対して、本公開買付けには応募せずその後のスクイーズ・アウトのための株主総会決議にも賛同しない旨を表明した書簡が提出され、当社はその写しを受領しております（現時点までに当社が写しを受領した当社株主の所有比率は、本大株主を含め、少なくとも合計約 8%に達します）。

この点、貴社は、本提案において、本公開買付けにおける買付予定株式数の下限を、当社株式の総議決権数の 50%に当たる 11,694,400 株とされていますが、このように当該下限を総議決権数の 3 分の 2 未満の数とする根拠としては、本大株主を含む当社の一部株主が（本公開買付けに応募しない前提で）株式併合に係る議案に対して「賛成の議決権を行使すると見込まれる」ため、所有割合に換算して約 74.12%以上の賛成率で株式併合に係る議案の可決が「合理的に見込まれる」旨ご説明されています。これまで、そのように「見込まれる」と貴社が言明されている実質的な根拠について、貴社からご説明いただけておりませんが、上記のとおり、少なくとも本大株主に関する範囲では、貴社のご説明は、事実と反していることは明らかです。また、株式併合議案への賛成が「見込まれる」

と貴社が言明されていた当社株主のうち最大の所有割合を有する本大株主をはじめ、現時点までに、少なくとも合計で約 8%もの所有割合の株主がすでに本提案に反対する意思を表明していることにも鑑みると、本大株主以外の株主に関する範囲についても、貴社のご説明には大いに疑義が残るところです。

つきましては、本公開買付けにおける買付予定株式数の下限を、当社株式の総議決権数の3分の2に相当する15,564,200株としていただくよう、当社取締役会として、改めて強くお願い申し上げます。

以上につき、2025年3月14日までに、書面を以てご回答いただけますようお願い申し上げます。

敬具